

第1回豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会 会議録	
開催年月日	令和7年9月15日（月・祝）
会議時間	午後2時02分～午後3時45分
開催場所	豊能町立西公民館 大会議室
案件	<p>(1) 開会</p> <p>① 教育長のあいさつ</p> <p>② 委員の紹介</p> <p>(2) 議題</p> <p>① 委員長及び副委員長の選出について</p> <p>② 会議の公開について</p> <p>③ 傍聴の取扱いについて</p> <p>④ 会議録の作成について</p> <p>⑤ 豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人の選定について（諮問）</p> <p>⑥ 豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人の選定についての審査</p> <p>(3) その他</p> <p>今後の会議日程について</p> <p>(4) 閉会</p>
委員出席者	出席委員6名（欠席委員無し）
傍聴者人数	3名
事務局出席者	<p>教育長 板倉 忠</p> <p>こども未来部 部長 仙波 英太郎</p> <p>こども育成課 課長 高田 浩史</p> <p>こども育成課 主査 久延 一仁</p> <p>こども育成課 主査 大家 雅代</p> <p>こども育成課 主査 八木 一史</p> <p>認定こども園 ふたば園 園長 藤坂 美帆</p>

(1) 開会

①教育長のあいさつ

(教育長) 豊能町は、就学前児童数は減少しているが、国の保育料無償化政策の影響もあり、保育所・幼稚園では定員を満たす学年もある。老朽化が進む吉川保育所及びひかり幼稚園を統合して、より質の高い保育や教育を受ける環境整備を行うべく認定こども園の設置を行うが、民間

法人に運営を担っていただくことが良いと判断した。

本選定委員会では、実際にどのようなこども園とするのが良いのか、また、どういう法人に担っていただくのが良いのか議論いただきたい。この後、諮問させていただく。

②委員の紹介

(省略)

(2) 議題

①委員長及び副委員長の選出について

(事務局) 次第の(2)議題の①委員長及び副委員長の選出について、委員会規則第4条第1項で「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっている。どなたか意見のある方はおられるか。

(委員) 豊能町の保育・教育内容を十分に理解しておられる鈴木委員に委員長をお願いしてはどうか。

《「異議なし」の声あり》

(事務局) ○○委員に委員長をお願いする。

(事務局) 副委員長についてはいいかがか。

(委員) 委員長に一任することでどうか。

《「異議なし」の声あり》

(委員長) 副委員長を指名させていただく。○○委員を指名する。

(事務局) ○○委員に副委員長をお願いする。

(委員長) 出席委員は6名である。過半数に達している。第1回豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会を開会する。

議題の②会議の公開について、事務局に説明を求める。

(事務局) 豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会規則第5条第5項により会議は公開とする。また、第6項では、前項の規定に関わらず、会議において秘密会の決定がなされた時は、秘密会とすることができると規定している。当選定委員会は、町民の大

変関心の大きい内容であることから原則公開とするが、運営法人選定の意思決定、個人情報や法人情報など公開することに支障があると考えられる場合は、秘密会とする。

本日の委員会は公開であるが、第2回目以降については、案件の(3)その他 今後の日程についてのところで提案する。

(委員長) 本日の委員会は、会議規則第5条第4項の規定に基づき公開とする。第2回目以降については、案件の(3)その他で事務局よりの提案で審議するということで良いか。

《「異議なし」の声あり》

(委員長) 本日の会議は公開とし、第2回目以降の委員会は、案件(3)のところで、事務局より提案をいただき審議することとする。

(委員長) 議題の③傍聴の取扱いについて、事務局に説明を求める。

(事務局) 資料5に「豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会傍聴要領(案)」を示している。特に、第3条の傍聴席の定員は10名としている。この人数は子ども・子育て審議会と同じである。

選定委員会の議事進行を円滑に進めることができるように定めたいと考えている。

《「異議なし」の声あり》

(委員長) 傍聴案のとおり定めることとする。

(委員長) 議題の④会議録の作成について、事務局に説明を求める。

(事務局) 会議録については、自由な議論をしていただくため、委員長と委員という表記として、個別の発言者の氏名は伏せた形での要点筆記形式で作成し、その上で、各委員に内容を確認いただき、公表するというを考えている。

《「異議なし」の声あり》

(委員長) 会議録については、事務局提案のとおり作成することとする。

(委員長) 議題の⑤豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定についての諮問についてに進む。

(教育長) 豊能教こ第170号令和7年9月15日、豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置

及び運営法人選定委員会委員長様、豊能町教育長板倉忠、諮問書、吉川保育所とひかり幼稚園を再編統合して民間法人が設置主体となる公私連携法保連携型認定こども園を設置するにあたり設置及び運営法人の選定について委員会からの意見を求める。

(委員長) 教育長より諮問を受けた。責任の重い仕事であるが、委員の皆様の協力を得て重責を全うできるよう、協力をお願いする。

(委員長) 議題の⑥、本日の第1回選定委員会では、法人を募集するにあたり募集要領等の審議を行う予定になっている。法人の募集や選考については、豊能町が定めた基本方針に基づき、要領を定め募集・選考を行う

豊能町が5月に策定した「豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置に関する基本方針」について、事務局より説明を受けたい。

(事務局) 豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置に関する基本方針制定の件につきまして参考資料1を基に特に重要な点について概要の説明を行う。

1 ページの1 基本方針作成の背景と目的で、町では西地区における就学前児童数の減少や、吉川保育所及びひかり幼稚園の施設老朽化と財政状況を踏まえ、就学前児童の保育・教育について質の高さを維持することや、更なる子育て施策の充実を迅速に実現するためには、民間法人の持つ柔軟性を活かすことが必要であると考えた。そこで、令和4年1月の豊能町子ども・子育て審議会による提言に基づき、保護者、運営法人、町による三者協議会を設置し、保育・教育に対する考えや方法、在園所児に対する配慮や環境整備について、運営法人と一定期間の協定を結び、子どもと保護者の意見を反映することのできる公私連携幼保連携型認定こども園の整備を進めていくこととした。

2 ページの4 今後の進め方は、まず、町の方向性を保護者に説明し、十分な情報提供を行った上で、心配や懸念を払拭することが大切であると認識している。運営法人選定にあたっては、保護者の代表の方にも委員として参加いただき、運営法人選定委員会の場で決定したいと考えている。

3 ページからの第2章就学前保育・教育の現状と課題について、1 就学前人口の推移については、過去5年間の推移は町全体としては12人減少しているが、西地区の減少は比較的緩やかな状況である。2 就学前人口の今後の推計は、表に記載のとおり毎年減少していくことが見込まれる。

4 ページの現在の町内3施設の入所・入園者数の状況では、4施設別入所・入園率の推移より、西地区においては、就学前児童数は若干減少しているが、入園者数は横ばい状態である。

10 ページからの第3章民営化による財政効果とその効果額の活用については、2 整備事業費で公立認定こども園と民間認定こども園の財源イメージ図を示している。例えば、施設の整備事業費を6億円と仮定すると、公立で設置した場合は整備事業費の3分の2の4億円が町負担となる。また、民間が設置した場合は整備事業費の4分の1となり、1億5千万円が町負担額となる。その結果、財政効果額は2億5千万円である。

11 ページの3 運営事業費の比較については、令和5年度決算額を基に比較する。町立の保育所

と幼稚園に通う児童 1 人当たりの町負担額と、施設を統合した場合に民間の認定こども園に通う児童 1 人当たりの町負担額を比較すると、町立は民間の約 2 倍になっている。具体的には、町立施設に対する財政負担算出表では児童 1 人当たりの町負担額を 1,309 千円と算出している。一方、民間施設による財政負担算出表では児童 1 人当たりの町負担額を 629 千円と算出している。

13 ページからの第 4 章民営化に関する基本的な方針に従い、今後、民営化に関する詳細な仕様書を作成する。1 公私連携幼保連携型認定こども園を設置することについては、民設民営でありつつ市町村の関与を明確にするとともに、学校法人または社会福祉法人のいずれかの民間法人の内、運営を継続的かつ安定的に行うことができる法人に運営を移管する制度である。町と法人が協定を交わし、これまで公立施設が培ってきた保育・教育の継承並びに在園所児への配慮について十分な引継ぎが可能となることから、保護者の不安解消を図ることができる。また、本町の教育の大きな特色である保幼小中一貫教育の継承を行うことが可能となる。

14 ページの協定に定める事項としては、認定こども園法第 34 条第 2 項に 6 つの項目で規定されている。内容は、①名称、所在地、②教育・保育等に関する基本的事項、③市町村による必要な設備の貸付、譲渡、その他の協力に関する基本的事項、④協定の有効期間、⑤協定に違反した場合の措置、⑥その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関して必要な事項となっている。

2 施設の規模及び定員については、入園を希望する全ての児童が利用できるよう 190 人定員を想定している。定員の内訳は、0 歳から 5 歳まで、各年齢及び認定区分ごとに下表のとおり定めている。また、施設の敷地面積は約 3,500 m²を予定しており、建物敷地、園庭、保護者の送迎用駐車場、通園バスの駐車場を含んだ面積で算出している。

15 ページの 3 設置場所の候補地は、西地区の公共施設再編整備計画全体の中で、まちづくりの視点と、令和 4 年 1 月の子ども・子育て審議会の提言を踏まえて決定する。現時点での候補地は、黒で塗りつぶしている所の町有地である。なお、法人募集にかかる仕様書の作成時には、具体的な場所を特定することとしている。また、当該土地については、令和 11 年から 10 年間無償貸与することとし、以降は、運営法人との協議により定めることとする。

4 運営法人の選定について、民営化後の設置主体は、保育や幼児教育の実績があり、安定的に質の高い保育・教育を確保できる学校法人又は社会福祉法人とする。選定にあたっては、学識経験者や保護者等から構成する認定こども園設置及び運営法人選定委員会を設置し、プロポーザル方式で行う。書類選考、ヒアリング及び経営状況調査等を行うとともに、選考の公平性・透明性を確保する。また、民間法人の募集に当たっては、現在の保育サービスは維持することとし、新たな保育サービスの提案を求めることとする。

16 ページに法人に提案を求める新たな保育サービスの例を掲げている。保護者からの要望の多い病児・病後児保育事業や、こども誰でも通園制度、課外活動や個性を伸ばすプログラムの実施など、保護者のニーズを踏まえた事業者の提案を求めることとする。

5 質の高い職員の確保と職員配置としては、表に記載のとおり国基準に応じた職員配置を行うこととする。しかし、1 歳児については、国基準が子ども 6 人に対して職員 1 人であるが、町立施設の現在の配置基準に準じ、子ども 5 人に対して職員 1 人とする。また、特別な配慮・支援が必要な児童については、加配保育士等を配置することとする。

6 保育・教育の内容等は、運営法人与町が協定書により定めることとしているが、その内容は豊能町教育基本指針等に基づき、乳幼児期の保育・教育の推進に協力する旨を明記することとする。

17 ページの7三者協議会の設置は、保護者代表、運営法人、町の三者間で、移行に伴う諸事情について協議し合意形成を図ることとする。

①協議内容は、運営の引継ぎ、保育内容、給食関係、保護者会、保護者からの提案等としている。

②設置時期については、運営法人選定後の2か月後を予定している。

③設置期間は民営化後の5年後までを原則とする。

9 合同保育と引継ぎ保育は、移行に伴う影響に配慮した円滑な引継ぎを行うため、開園1年前に運営法人の職員が吉川保育所とひかり幼稚園にそれぞれに勤務して合同保育を行う。続いて、開園後は町職員を派遣して引継ぎ保育を行うことにより、保育内容の継続を図り、運営法人への移管をスムーズに行い、子ども・保護者と運営法人の信頼関係を築くこととする。

18 ページの9認定こども園開園までのスケジュールは、設置場所の決定が不可欠だが、現在、西地区公共施設再編計画の策定中であり、その計画の中で具体的な場所を決定する。また、設置場所決定後の基本的なスケジュールは下記の表に示している。

令和7年度は、夏頃を目途に保護者説明会を実施し、運営法人の選定委員会を設置する。選定委員会では、夏から秋にかけて法人募集に関する仕様書の検討を行い、冬に募集要領を公表・配布し、応募の受付を行う。概ね来年の1月から4月頃にかけて応募法人の審査を行い、運営法人を決定することを予定している。

令和8年度は、運営法人の公表を行うとともに、法人と協定を締結する。また、三者協議会を設置して様々な事項の検討を開始するとともに、保護者アンケートを実施して保護者のニーズの把握をする。一方で施設整備については、基本設計を策定し、大阪府と補助金の申請に係る協議を開始する。

令和9年度は、引き続き三者協議会で検討・調整を進める。また、施設整備については補助金の内示を受け、実施設計を策定するとともに、年度の後半には建設工事を開始する。

令和10年度は、引き続き開園に向けた検討・調整を進めるとともに、民間法人から職員を受け入れ、公立施設において合同保育を実施する。施設整備は、年度の後半に新園舎の完成を見込んでおり、開園までの残りの期間で、備品の設置等開園に向けた準備を進める予定である。

その後、令和11年4月に、公私連携幼保連携型認定こども園を開園する。町職員を民間法人に派遣して引継ぎ保育を実施するとともに、引き続き三者協議会において、施設の運営等にかかる協議・検討を継続する。

(委員長) この基本方針に基づき、委員会で今後募集要領等を作成して法人募集を行うことになる。何かご質問や意見はあるか。

《意見・質問なし》

(委員長) 議題の⑥豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人の選定についての審査に進む。

資料6 豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人募集要領(案)と資料7 豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人募集にかかる諸条件(案)について事務局の説明を求める。

(事務局) 資料6 豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人募集要領案について説明する。

豊能町立吉川保育所及びひかり幼稚園は、募集要領案では「吉川保育所等」と記載する。

1 ページの1 民間移管後の運営形態としては、保護者の皆さんとの意見も入る公私連携幼保連携型認定こども園とする。

2 民間移管を行う認定こども園と民間移管時期で、(1) 吉川保育所等の定員と利用状況は、吉川保育所は定員90名であるが、令和5年度からは100人を超えていて弾力化運営で対応している。ひかり幼稚園は、定員105名であるが、令和3年度から利用児童者数は減少傾向にある。

(2)の民間移管時期は、令和11年4月1日とする。

2 ページの3 民間移管後の認可定員等の設定では、定員は190名とする。利用定員は認可定員に一致させることを基本とするが、選定の結果を受け、最終的には町と協議のうえ決定する。民間移管時期において吉川保育所等に入所している児童が民間移管の認定こども園への通園を希望する場合については、その児童全員を優先的に受け入れることが必要としている。

4 応募資格・条件は、(1)で、令和7年10月1日現在、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県で認定こども園、保育所、幼稚園を経営する社会福祉法人又は学校法人とする。

3 ページの5 失格事項は(1)で移管法人の選考を行う委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触した場合など。

6 財産の譲渡等は、(1)の土地で、民間の認定こども園の土地の使用については、本町と運営用地に係る貸付契約(無償または有償)を締結することとする。(2)の備品では、吉川保育所等で使用している備品で、本町が認めるものについては無償譲渡する。

7 移管法人の選考は、(1)で移管法人の選考方法は、選定委員会の審査に基づき行う。審査は書類選考及びヒアリング等により、別途定める選考基準により厳正審査する。

なお、移管法人の決定は、選定委員会による選考を踏まえ、豊能町長が決定する。また、移管を希望する法人が複数あった場合は、選定委員会が選考基準により審査し、順位づけを行い、第1順位の法人を移管法人候補者とする。

4 ページの8 公私連携法人の選定は、(1)で移管法人の決定後、本町と仮協定を締結して公私連携法人候補者として決定する。その後(2)で公私連携法人候補者は、土地等の貸与についての本町議会の議決後、本町と認定こども園法第34条第2項に基づく協定を締結し必要な手続きの上、公私連携法人として指定する。(3)で指定されない場合を定めている。

9 合同保育と引き継ぎ保育は、円滑に民間移管を進めるにあたり、民間移管前に法人の職員、保育士、教諭、看護師等が吉川保育所等に順次勤務し、合同保育を行う。合同保育の期間は、民

間移管前の1年間の町の定める期間とする。民間移管後には町職員1～2名が、民間移管後の認定こども園で引き継ぎ保育を行うこととする。

10の三者協議会は、移管法人決定後速やかに法人と本町、保護者で構成される三者協議会を設置し、今後の施設運営等について協議する。三者協議会の設置期間は、民間移管前に在園している児童が卒園するまでの、概ね5年間を想定している。

11施設整備等に係る費用補助は、園舎、屋外遊戯場及び駐車場等の整備について国等の補助制度を活用し、また、国等の補助制度がない整備については、町からの補助予算の範囲内で行う予定としている。

12公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定については、本町と公私連携法人候補者は、認定こども園法第34条第2項に基づく協定を締結する。(1)協定で締結する事項は、法で定められた事項で、①公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地、②教育及び保育等に関する基本的事項、そして⑦その他の事項で、町がこれまで取り組んできた15年間をつなぐ保幼小中一貫教育を継続して推進すること。これまで吉川保育所等が地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童を積極的に受け入れることなどを記載している。(2)協定に違反した場合として、①本町は当該公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育を行っていないと認めるときは、認定こども園法第34条第10項の規定により勧告を行う。②上記勧告を受けたにもかかわらず、当該勧告に従わないときは、認定こども園法第34条第11項の規定により指定を取り消す。

13国の制度変更、本町政策の変更時の取り扱いについては、国の制度や本町の施策が変更になった場合、本募集要領の内容が変更になる可能性を記載している。

14応募方法(1)応募要領の配布で配布期間などを定め、黒丸で塗りつぶしているところは、第2回選定委員会の際には、事務局から案として記載したものを提示する。法人の提出書類は、ワードやエクセルでホームページに掲載する。(2)認定こども園設置用地の見学会は、参加は応募の資格要件ではないが、応募する法人は極力参加としている。(3)質問は、電話、来庁での口頭による質問は受け付けない。電子メールで受け付ける。⑤提出部数は、製本1部と写し8部とする。(5)ヒアリング実施日は、2月初旬から中旬頃になると考えている。当日ヒアリングを実施して、そのあと審査、答申ということになる予定である。(6)その他の⑥は、応募法人が現に運営している施設について、見学を実施することがある。応募法人が運営する施設について、委員と事務局で見学会を考えている。特に保護者委員には、応募法人がどのような内容の保育をしているかなどを見ていただき少し安心していただいて、他の保護者から聞かれた場合でも言ってもらえるかなと考えている。

15その他で、(1)移管法人は現に運営している認定こども園等を廃止しないこと。この意味は、豊能町に認定こども園を開園すると、その代わりに経営するどこかの園を閉園しないという意味である。

16で、問い合わせ先は、豊能町教育委員会こども未来部こども育成課とする。

その次のページで、別添様式1は見学会の申し込み用紙。別添様式2は質問表である。

募集要領の説明は以上である。

次に資料7、豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人募集に

係る諸条件案について説明する。前書きで、法人は民間移管後の公私連携幼保連携型認定こども園の設置運営について、関係法令等遵守し適正な運営に努めるとともに、本町他、関係機関との指示、指導内容を遵守し、かつ次に掲げる移管条件を遵守しなければならないとしている。

1 公私連携幼保連携型認定こども園設置に関することは、吉川保育所等を再編・統合するため、町が指定した用地に認定こども園を設置すること。令和11年4月1日に開設すること。

2 民間移管後の認可定員等に関することは、募集要領において認可定員は合計190名としており、最終的には町と協議のうえ決定する。

3 職員の配置に関することは、現在、本町が雇用している会計年度任用職員等が当該認定こども園への就労を希望する場合は、子どもへの教育保育への変化を最小限にとどめる観点から、引き続き雇用に努めること。(1) 施設長は、専従及び常勤の正規職員であること。また、教育又は児童福祉に関する職に5年以上あったものとする。ただし、保育所、認定こども園、幼稚園において3年以上園長又は幹部職員として勤務した経験を有するものが望ましい。(2) 常勤職員は、雇用条件が安定し質の高い職員を確保し、経験年齢のバランスがとれた職員配置とすること。(3) の職員配置は、太字で1歳児を5対1としている。理由は、1歳児の国基準は6対1であるが、吉川保育所の配置基準に準じ民間移管後も5対1とする。国基準以上の職員配置の人員費は、町が負担すると明記している。

4 園運営、事業内容に関することは、(1) 教育、保育計画の作成について、(2) 保幼小中一貫教育の推進についてで、町がこれまで取り組んできた15年間をつなぐ保幼小中一貫教育を継続して推進し、町立認定こども園や令和8年4月開校予定の義務教育学校との連携を図ること。

(3) 障がい児保育について、障がい児保育を実施すること。特に民間移管前に利用していた障がい児等配慮を要する児童については、教育・保育施設として、教育・保育目標である「しなやかな心と体を持ち、生き生きと遊ぶこども」の育ちを等しく保障できるような環境となるように対応すること。(4) 支援を要する児童、保護者への対応について、支援を要する児童、保護者への対応については、本庁関係機関等と密に連絡、連携して行うこと。(5) 行事について。

(6) 小学校への入学を見据えた取り組みについてで、小学校の表記を義務教育学校へ書き換えたほうがいいのかと考えている。(7) 子育て相談及び地域交流活動等、地域の子育て支援については、現在の子育て支援センターすきっぷでの預かり保育や育児の日等の業務も実施できるように努めることとしている。(8) 苦情処理の仕組みについて。(9) こども誰でも通園制度は、来年の4月から各自治体で実施することになる。これを民間移管後の園で実施すること。(10) 通園バスの運行。(11) 開園日及び開園時間は、現在の開園日・時間を下回らないように設定すること。

5 職員の研修に関すること。

6 保護者負担等の費用等に関することは、吉川保育所等から使用してる物品があるので、原則民間移管前から使用する物品を継続使用できることとし、二重の負担とならないよう配慮すること。また、保護者負担金は、民間移管前の吉川保育所等で徴収している保護者負担額を、上回らないように努めること。

7 給食に関することは、(3) にアレルギーに配慮することも記載している。

8 移管準備に関することは、（１）で、保護者説明会等への出席。（２）三者協議会への参画で、民間移管に関しては、民間移管後の施設運営方法等について、保護者代表、法人、本町の三者協議会で合意形成を図ること。（３）法人が運営する施設等の見学は、移管法人が決定した後、本町や保護者から法人が運営する施設の見学希望があれば応じること。（４）合同保育と引き継ぎ保育は、合同保育は民間移管前の１年間の令和１０年度中とし、当該認定こども園に勤務予定の職員を対象として、本町が提示する計画に基づき実施すること。合同保育で参加した職員は、継続して当該認定こども園に勤務すること。引き継ぎ保育については、町職員１～２名を２年間派遣する。役職は副園長等とし、町職員は担任を持たないこと。

9 民間移管後の取り組みへの協力は、（１）から（５）のとおり。

10 用地等に関することは、保護者説明会や住民説明会では、設置場所は９月中に決定すると説明していたが、町の正式な発表は１０月になる。（２）工事期間及び令和１１年４月１日から１０年間は無償貸与とする。

11 民間移管後の運営及び園設置に関する事で、（１）から（１３）まで記載しており（１）では移管予定日を令和１１年４月１日としている。

12 選定及び整備スケジュール予定において、正式な運営法人の公表は、令和８年度の初めぐらいになると考えている。

（委員長） 事務局からの募集要領案と諸条件案の説明について、ご質問ご意見等があればどうぞ。

（委員） 豊能町の状況把握のために何点か質問したい。今回民間移管ということを決められたということだが、町の就学前全体の教育をどう描いておられるのか。特にふたば園のあり方をどのように考えておられるのか。なぜかと言うと町内で公立のふたば園と民間の認定こども園を選べるという風に考えて良いのか。西地区と東地区のアクセスはどうか。西地区に住んでいる方がふたば園に通いたい場合アクセスが取れるのかどうか。この点が一つ。

それができるといふことであれば、民間園であっても公立の保育を継承しながらやるということの基本ラインにしながら個性的な保育をすることがあっても良いかなど。それとも実質的に公立と同じ役割を担ってほしいとなると、選定の部分でウエイトをおかれる部分は、保育内容の継続性であったり支援が必要な子どもの受入れとなる。公立を民営化する場合、支援が必要な子どもが残った公立に通うということも考えられる。保護者の方もそちらを選ばれる方もある。町としてその辺りをどのように描いておられるのか。

また、地域の中の公立に近い役割となった時に、例えばふたば園が幼児教育センター的な機能を持ち、研修を一緒にやっていくことになるのか。そういう位置付けでないかと思うのなら選定の項目も変わってくるかなと思ったところである。

あと１点、アレルギー対応とも関連して、町内に外国人の子どもがどれくらいいて、増える見込みがあるのかどうか。実は食という部分でいうと結構影響が出てくるかなと思う。例えば宗教食の対応とかさされてる自治体も増えてきている中で、そういうことを求めていくのか行かないのかということも関係してくると思う。何点かまとめたが、協議をお願いしたい。

(事務局) 1点目のふたば園をどのようにするのかということについては、現時点で考えているのは、西地区は公私連携幼保連携型認定こども園、東地区は現在の公立の認定こども園を継続する。人的な面からすると、できるだけ近いところで、保育・教育を受けていただくのがある程度望ましいと考えている。そうすると、西地区の方は西に行かれる場合が多く、東地区の方は東に行かれる場合が多いが、一方で公立と私立の違いというところで見ただけの場合、民間施設には一定の独自の保育教育も加えていただくことを書いている。仮に東の方が、西の方に行きたいとなれば、当然それはできるような形にする。一方で、西の方が公立のふたば園に通いたい、東の方が西に通いたいということであれば、それも当然いけるように考えている。両方行けるような良いとこ取りをしようと考えている。

それから、ふたば園が幼児教育センター的な役割を担うのかということは、保幼小中一貫教育というところを掲げているので、ふたば園も新しい認定こども園も含むと考えている。新たに入ってくる法人に関しても、例えば研修会にも一緒に加わっていただく。町全体として幼児教育・保育の時点から将来的な義務教育学校への繋ぎの部分も含めた幼児教育をしていただくということを想定している。

外国籍をルーツとするお子さんは、毎年数人入ってこられる。今後どうなるか難しいところであるが、つい先日も新たな外国籍のお子さんの問い合わせがあった。傾向としては増えてくる可能性もある。

(委員) 基本的にはその地域の園という形で、そのまま学校に上がるので公立に近い役割を果たしていられるということだが、今、ふたば園は園バスはあるのか。

(事務局) 園バスはある。

(委員) 場合により園バスは西地区にも来る可能性もゼロではないという考え方を一応持っておられるのかなど。その想定はあるか。

(事務局) まだ具体的には決まっていない。

(委員) もう1点、仕様を考える上で例えば支援が必要な子どもについては、支援学校がどこにあってどれぐらいおられるのか。比較的重度の子どもでも、地域の学校に行かれるという流れの方が強いと考えた方が良いのか。

(事務局) 知的障がいの子どもは豊中支援学校、肢体不自由の子どもは箕面支援学校に通っている。

(委員) その辺りのアクセスの問題というのもあって、支援学校に行くのに大体スクールバスで迎えに来られるけど、アクセスが厳しい場合、地域のウエイトが高くより地域に密着した形

の保育をしていただくところを選定するというようになってくるかなと思う。それが項目の作り方にも関わるかなと思う。

(委員長) 東から西に行く、また西から東に行くのは微妙に遠い。町がバスを出すかとか、法人がバスを出すかっていうのは結構大変である。例えば1人のために迎えに行くのは大変なのでいろいろ考えなければならないと思う。基本方針では、西の地域となっているので応募される法人は、西地区の子どもを基本的には受け入れるということを考えていただき、肢体不自由の子どもがいても何とか法人が受け入れるように施設も含めて計画してもらいたい。公私連携なので三者協議会の中でそこを考えてもらう。開園まで3年程あるので頑張っていたきたい。豊能町は支援の必要な子どもに手厚くされているので、継承して欲しいという願いがある。そこは記載して説明の中にも入れていただきたい。基本的には地域で育てたい。せっかく隣に義務教育学校ができるので、密接な関係を学校と持ちたい。また、研修には当たり前のように、法人の先生も数に入っており、義務教育学校の先生とも交流が持てるというのが狙いである。それを三者協議会の中で詰めていきたいと私は考えている。

給食でのハラル対応について委員どうぞ。

(委員) ハラル認証されてる食品を使うとかはあるが、実際にはみんなが食べるものにしたりと、それから置き換えたりのようなことをされてるところはある。選べるようにされてるところもあるが、あなたはこれを選べるけど、これは食べちゃ駄目ですよ。でも他の子ども豚エキスが入っていないのを選べるということをやっている園もある。このような取り組みをされてる神奈川県の子育てはかなり先進的である。アレルギー対応に関しても同じようにされており、アレルギー対応の子どもは食べるのは駄目だけど、そのアレルギー対応の食品をアレルギーのない子どもが選んでも良いとしている。反対に、みんなが食べる食材で統一されてるところもある。小麦粉を使わないで揚げ物をする工夫されてる自治体もある。これは各法人さんのアイデアが出てくる部分だと思うので、そういう観点で法人を選ぶのも結構大事かなと思う。

(委員長) 給食に関しては、義務教育学校も含めていろいろ考えなければいけないところがある。頑張っていたきたい。

(委員長) 募集要領案や諸条件案に関しては、今日は選考基準案や書類一覧案の説明があるのでここまでとする。

次に資料8豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人の選考基準(案)及び資料9応募書類一覧(案)について事務局よりの説明を求める。

(事務局) 資料8豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選考基準(案)について、概要をご説明する。選考基準案は、表の左から大項目、中項目、審査・評価項目、様式No.の列があり、記載の番号は資料9の申請書類の様式番号である。例えば、上から二番目の「応募の動機」について審査・評価する際には、資料9の法人応募書類一覧案の「様式

2-5」の書類を確認しながら、一番右の列の審査のポイント・着眼点の内容を踏まえ、評価・審査していただくことになる。また、選考については、書類審査の他に、応募法人によるプレゼンテーション・面接も行う。その配点は、大きな表の一番下の項目に記載している。係数と得点の列及び評価段階は、評価はすべて審査・評価項目ごとの評価となり「特に優れている」場合は10点、「優れている」場合は8点、「普通」の場合は5点、「内容が乏しい」場合は2点、「提案ができていない場合」場合は0点と案ではしている。係数については、×1.5と×3を設けている。全項目がそれぞれ重要であると認識しているが、民間移管するにあたり、人材や保育内容など特に重要であると考える項目について、高い得点となるようにしている。計算方法としては、係数が付いた項目に10点をつけた場合は、×1.5として15点とし、全項目の合計得点は400点となる。最低点については、大項目ごとの合計得点が5割以上、中項目「人材」の得点5割以上、審査・評価項目「障がいのある子ども」の得点5割以上であることが必要とする。また、総得点の最低点や、最終的な法人の得点の考え方については提案していないので、第2回選定委員会の時には得点のルール決めをお願いしたい。

資料9豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人応募書類一覧案の各様式については、先ほども申し上げたとおり資料8の選考基準案とリンクしている。ページ番号のついていない3枚目からの様式1-1から様式17の書類については、選定にあたっての審査で、法人からの提出が必要と考える書類を、他市の公私連携幼保連携型認定こども園の法人選定において提出を求めた書類を参考に作成している。各様式の説明は省略させていただく。各委員には申し訳ないが、持ち帰って審査いただきたいと考えている。

なお、応募書類について、一つご審議をお願いしたいことがある。応募様式2-1は、就業規則や給与規定を添付することになっている。これらの書類の審査は専門的な知識が必要となるので、委員会規則第5条第6項の規定により社会保険労務士等に評価の依頼を考えている。また、応募書類の様式3-1についても、法人に財務諸表の添付を求めている。資金収支計算書や貸借対照表などの提出を求めるが、これらの書類の審査についても専門的知識が必要なので委員会規則第5条第6項の規則に基づき、外部の公認会計士に財務状況評価員として評価をお願いしたいと考えている。この件についても審議をお願いしたい。

(委員長) 選考基準案とか公募書類案の中身は、審議段階であまり外に漏れないよう配慮が必要だが、その中で公認会計士や社会保険労務士等に入っていただくことについて委員にお諮りしたい。

《「異議なし」の声あり》

(委員長) 信頼のおける公認会計士、社会保険労務士等をお願いして、漏れないよう審議をお願いする。選考基準(案)及び書類一覧(案)のご質問・ご意見については、今日はここまでとする。

(委員長) 今日の会議で募集要領(案)、諸条件(案)、選考基準(案)、応募書類一覧

(案)について審議していただいたが、まだ、質問や意見があると思う。今後の選定委員会の運営について事務局は何か考えはあるか。

(事務局) たくさん資料があり内容が細かいので内容の審査に時間を要すると思う。事務局としては、募集要領(案)、諸条件(案)、選考基準(案)、応募書類一覧(案)について、10月10日(金)までに修正や意見をいただきたいと考えている。委員が希望されればメールでも資料を送付し、電話、メール、FAX、保護者委員は所園に修正等を預けてもらうなどで事務局まで連絡をお願いしたいと考えている。いただいた修正や意見と、それを反映した案を第2回の委員会で示し再度審議していただきたいと考えている。

《意見・質問なし》

(委員長) 委員の皆さんは、10月10日(金)までに修正や意見をメールや電話等で事務局に連絡していただき、そして反映したものと意見の内容を次回に示してもらうということとする。

(委員長) (3) その他 今後の会議日程について、事務局に説明を求める。

(事務局) 第2回の選定委員会は、委員に事前に予定を聞かせていただいていたが、11月3日(月・祝)文化の日に場所は本日と同じ西公民館で開催する。なお、次回の第2回選定委員会は、法人選定基準の内容や得点の配点など非常にデリケートな審議を行う。委員の率直な意見交換が損なわれたり、委員への不当な接触・圧力がある場合も考えられるので、委員会規則第5条第5項に基づき非公開とすることが妥当であると事務局では考えている。なお、非公開で行うが、会議が終了後募集要領や選定基準等を町ホームページに掲載するので、会議録も完成次第委員の氏名を記載せずホームページに掲載したいと考えている。第2回選定委員会の開催にあたり、秘密会にするのか審議をお願いしたい。

また、その後の予定は、第2回選定委員会で募集要領等が決まれば、11月の中頃から約1ヶ月町ホームページで法人の募集を行う。応募した法人が運営する施設への視察を1月の後半ぐらいに第3回選定委員会として行うことを考えている。視察受け入れ法人の日常の保育・教育のことを考慮すると、第3回も委員と事務局だけの視察になるので秘密会ということになる。そして、第4回選定委員会で応募法人のプロポーザルによる聞き取りを数社行い、点数をつけて法人を審査し、教育長宛に答申をいただくことになると思う。第4回選定委員会は、個人情報や法人情報が出てくるので秘密会とし、答申のところは公開ということを考えている。ただし、第4回選定委員会で審査の未了や答申をいただくことが難しい場合は、第5回選定委員会の開催をお願いすることも考えている。事務局から以上を提案させていただく。

《意見・質問なし》

(委員長) 次回は11月3日(月・祝)に西公民館で秘密会で行う。また、第3回選定委員会

は、視察を委員と事務局で行うので秘密会、第4回選定委員会は、個人情報や法人情報があるので秘密会で行うが、その日に答申ができれば答申のところは公開するというようにする。また、第4回選定委員会で全て終了しなければ、第5回選定員委員会を行うようにする。

第1回豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会を閉会する。

(4) 閉会

以上